

令和5年度 地域管理経営計画等の策定及び変更に係る有識者懇談会 議事概要



九州森林管理局は、「国有林野の管理経営に関する法律」等に基づき、令和5年度地域管理経営計画と国有林野施業実施計画の策定及び変更に関して、学識経験者等の皆様から幅広いご意見を聴かせていただくため、「令和5年度地域管理経営計画等の策定及び変更に係る有識者懇談会」を下記のとおり開催しました。

いただいたご意見については、今後の国有林野の管理経営の参考とさせていただくこととしております。

記

日 時：令和6年3月5日（水）13：15～15：30

場 所：九州森林管理局 2階大会議室

出席者：有識者懇談会委員9名（Web1名参加）、森林管理局署職員23名 計32名

議 事：地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定等について（資料1）

【委員からの主な意見】

- ・ 国有林における主伐について、特に山地災害防止タイプにおいては、基準が順守されているかをPDCAサイクルで確認し、それを何らかの形で情報発信できるような仕組みがあるとより良いと思う。
- ・ 特に効率的な施業を推進する森林について、集約化して大規模な皆伐を行っていくイメージをもっていたが、伐採箇所の縮小分散化を維持した上で、より採算性や収益性の高い取組を行うエリアということで理解した。
- ・ 花粉発生源対策について、県からは苗木が足りないと聞いており、まずは国有林が率先して取り組んで県や市町村に示していただきたい。また、対策の実施により出材が増加するスギ材について、安易にバイオマスに流れることがないように、資源を有効活用するための出口対策についても対応していただきたい。
- ・ 民有林における森林整備の作業単価について、地域によって格差があり、また、作業単価の根拠や算出方法が分からないという市町村もある。森林環境譲与税を活用した森林整備を進めていく中で、地域の状況に即した適切な単価設定ができるよう、国の情報を県や市町村の担当者にも共有していただきたい。
- ・ システム販売について、どれくらい効率的に進んでいるか、また、どれだけの量で協定が成り立っているのか示していただきたい。
- ・ 分収林制度を活用して社会貢献活動としての森林整備に企業が携わっている事例があることについて理解した。
- ・ 30by30等の生物多様性の保全に対する国際的な動向に対し、国有林としてもOECMへの協力や保護・保全するエリアの設定など積極的に取組を進めていただきたい。
- ・ 屋久島の世界自然遺産地域外の民有林でも生物多様性保全の取組が広がるよう国有林・民有林連携して取り組んでいただきたい。
- ・ 世界自然遺産登録により、これまで沖縄北部森林計画区（やんばる地域）の民有林で細々と実施してきた林業が実施しにくくなっている。昔から人の手が入った中で生物多様性が守られてきた森林であるため、沖縄の林業を残していく重要性について林野庁からもアピールしていただきたい。

【懇談会資料一覧】

議事次第

有識者懇談会委員名簿

資料 1 地域管理経営計画の策定等について

別添 1 地域管理経営計画書（案）・国有林野施業実施計画書（案）

（筑後・矢部川、緑川、大分北部、五ヶ瀬川、南薩、沖縄北部森林計画区）

・・・・添付省略

別添 2 地域管理経営計画書変更計画（案）・国有林野施業実施計画書変更計画書（案）

変 更（遠賀川、佐賀東部、球磨川、耳川、一ツ瀬川、始良、熊本森林計画区）

一斉変更（資料は福岡森林計画区のみ配布）

・・・・添付省略

参考 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画策定に係る有識者懇談会設置要領

・・・・添付省略